

入札説明書

公立大学法人奈良県立医科大学が委託する産業廃棄物収集運搬処理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、公立大学法人奈良県立医科大学会計規程及び公立大学法人奈良県立医科大学契約規程（以下「契約規程」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 当委託業務に関する事項

(1) 委託業務の名称

奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）の産業廃棄物収集運搬処理業務委託

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

橿原市四条町840番地

奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）構内

(4) 委託業務の仕様

別添仕様書のとおりとします。

2 当委託業務の入札契約事務に関する事項

(1) 入札事務の日程

i) 公告及び入札説明書配付開始	令和8年2月3日(火)
ii) 入札参加申込兼参加資格確認申請	同 2月3日(火)～2月13日(金)
iii) 入札参加資格者確認通知書の発送	同 2月19日(木)
iv) 入札	同 2月26日(木)午前10時

(2) 契約条項を示す場所

〒634-8521 橿原市四条町840番地

公立大学法人 奈良県立医科大学

法人企画部 施設マネジメント課 管理係（エネルギーセンター2階）

電話番号 0744-22-3051 内線2283

Eメールアドレス shisetsukanri@naramed-u.ac.jp

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

(1) 収集運搬を行なう者及び中間処理を行なう者は、奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月27日奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に参加を希望する営業種目が「建物管理」に現在登録されている者
また、収集運搬を行なう者にあっては、奈良県内で本店・支店等の登録がされている者

(2) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（奈良県知事及び関係都道府県知事又は市長の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。

(4) 上記の許可内容が、仕様書に記載する本学から排出される産業廃棄物を全て処理できるものであること。

(5) 中間処理の方法については破碎とし、本契約の履行に見合った破碎設備を有する者であること。

(6) 4(3)に示した書類を不足なく提出期間内に提出できる者であること。

4 入札参加申込兼参加資格確認申請

- (1) 申込（申請）受付場所 2 (2)に示す場所
- (2) 提出期間 令和8年2月3日（火）～2月13日（金）（土・日曜日は除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時は避けてください。）
- (3) 提出書類 入札参加資格の確認及び適正な処理業務を実施できることを証明する次に掲げる書類を1部持参し提出してください。

- | | |
|---|---------|
| ① 入札参加申込兼参加資格確認申請書 | (別紙様式1) |
| ② 処理業務の具体的計画 | (別紙様式2) |
| 輸送経路地図 | |
| ③ 契約実績 | (別紙様式3) |
| ④ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（奈良県知事及び中間処理場の所在する都道府県知事又は市長） | |
| ⑤ 産業廃棄物処分業（中間処理）の許可証の写し | |
| ⑥ 収集運搬業者と中間処理業者との業務提携書 | (別紙様式4) |
| ※収集運搬業者と中間処理業者が同一の場合は不要 | |
| ⑦ 収集運搬業者と中間処理業者の会社概要（パンフレット等会社概要を記載のもの） | |
| ⑧ 最終処分業者の産業廃棄物処分業の許可証の写し | |
| ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の三に規定する者は除く | |
| ⑨ 中間処理業者と最終処分業者との業務提携書(別紙様式5)又は業務提携の契約書の写し | |
| ※中間処理業者と最終処分業者が同一の場合は不要 | |
| ⑩ 誓約書※ | (別紙様式6) |
| ※ 参加資格として必要な許可等について委託期間中に失効する場合のみ必要。 | |
| ⑪ 中間処理場の所在地を管轄する地方公共団体への事前協議等が必要な場合は、廃棄物の搬入についての承認等を受けていることを証明する書類等 | |
| ⑫ 返信用封筒（5 (2)を参照のこと） | |

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認日は、4 (2)の最終日とします。
- (2) 入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込兼参加資格確認申請書及び関係書類等に基づいて確認し、その結果を令和8年2月19日（木）までに入札参加申込者にEメールにより通知するとともに、文書（入札参加資格者確認通知書）を発送します。
については、返信用封筒（長形3型）を入札参加申込時に併せて提出してください。同封筒には、460円分（簡易書留）の切手を貼付し、返信先の住所及び郵便番号を記載しておいてください。

6 質疑

入札説明会は実施しませんので、入札説明書、仕様書等関係書類に関して疑問がある場合は、2 (2)までEメールにて連絡してください。メールを送付された場合は、必ず電話にてその旨連絡して下さい。
受付日時：令和8年2月3日（火）～2月5日（木）午後4時まで
担当者：公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部
施設マネジメント課 管理係 藤田、岡田、阪本

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 当該入札に関する事務を担当する部局の名称 2 (2)と同じ
- (2) 入札、開札の日時及び会場 令和8年2月26日（木）午前10時
奈良県立医科大学 岩槻会館 2階 研修室1
- (3) 収集運搬業者と処分業者が業務提携を行い参加する場合は、参加申請をし、入札参加資格者確認通知書を受け取った者が代表して入札を行うものとします。
- (4) 入札参加資格者確認通知書の写しを、当日持参し提出してください。

- (5) 入札書は、下記 9 のとおり作成し、入札日に会場で提出してください。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (7) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期、又はこれを廃止する場合があります。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

8 入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札日時までに会場に到着するようにしてください。
- (2) 入札参加者は、原則として1者1名とします。（業務提携の場合も1名。）
- (3) 代理人が出席して入札する場合は、委任状を提出してください。
- (4) 進行に従って、入札書（を密封した封筒）を入札箱に投函してください。
- (5) 開札の結果により、再度入札となることがあります。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は、本法人所定の別紙様式7によることとします。
- (2) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 業務委託名は、1(1)に示した名称とします。
 - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事長とします。
 - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあっては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。
 - オ. 代理人が入札する場合は、エ. の入札者の氏名（押印不要）及び当該代理人の氏名を記載して押印（委任状に押印した受任者使用印）してください。
 - カ. 入札書に記載する金額は、収集運搬に係る費用、中間処理及び最終処分に係る費用等の産業廃棄物の処理業務に要する一切の諸経費を含めて（産業廃棄物税相当額を除く）積算した、4t車用8m³コンテナ1台あたりの処理単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記入してください。この際、内訳の収集運搬料、中間処分料（最終処分費を含む）を、それぞれ必ず記載してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同じ印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の金額を加除訂正することはできません。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に、封書が入札書である旨、入札する業務名、入札日、本法人理事長宛である旨及び入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入してください。

10 委任状の作成方法

- (1) 委任状は、別紙様式8によることとします。
- (2) 委任状の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 委任状には、入札に参加する代理人の氏名を記載し、その者の受任者使用印を押印して下さい。
 - イ. 委任状に記載する入札者氏名及び押印は、9(2)エ. と同じものとします。
 - ウ. 年月日は入札書の提出日と同じとします。
 - エ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事長とします。

11 郵送による入札

郵送による入札は行いません。

12 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が出席（1者1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行ふこととします。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 理事長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 係員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札
- (9) 虚偽の申請を行った者の入札

14 落札者及び落札価格の決定方法

- (1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とします。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

16 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

17 契約書の作成

- (1) 契約書は、公立大学法人奈良県立医科大学と収集運搬業者及び公立大学法人奈良県立医科大学と中間処理業者との業務別二者契約とし、収集運搬業者と中間処理業者が同一の場合も業務別二者契約とし、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
ただし、契約書用紙は交付します。
- (3) 中間処理場の所在地を管轄する地方公共団体の搬入・処分等の同意書等を必要とする場合は、この契約書を仮契約書として、同意等があったときにこの契約書を本契約書とします。

18 保証金

(1) 入札保証金

契約規程第4条に定めるところによります。

ただし、契約規程第17条第2項の規定に基づき、落札者が契約を締結しない場合には、落札金額（入札書に記載した金額に年間予定数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。）の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(2) 契約保証金

契約規程第26条に定めるところによります。

19 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札参加申込み後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式9）を提出してください。入札の際に辞退する場合は、入札箱に投函せず係員に提出してください。
- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

20 交付書類

- (1) 入札説明書（1部）
- (2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書（1部） 別紙様式1
- (3) 処理業務の具体的計画（1部） 別紙様式2
- (4) 契約実績（1部、必要部数を複写のこと。） 別紙様式3
- (5) 業務提携書（収集運搬業者と中間処理業者用1部、必要部数を複写のこと。） 別紙様式4
- (6) 業務提携書（中間処理業者と最終処分業者用1部、必要部数を複写のこと。） 別紙様式5
- (7) 誓約書（1部、必要部数を複写のこと。） 别紙様式6
- (8) 入札書（1部） 别紙様式7
- (9) 委任状（1部） 别紙様式8
- (10) 入札辞退届（1部） 别紙様式9
- (11) 契約書（案）（収集運搬業者用1部、中間処理業者用1部）
- (12) 仕様書（2種（収集運搬、中間処分）各1部、各種報告様式を含む）

産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約書（収集運搬）

排出事業者：公立大学法人奈良県立医科大学（以下「委託者」という。）と、
収集運搬業者：（以下「受託者」という。）は、
委託者の事業場：奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）
から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

委託名 令和8年度 産業廃棄物収集運搬業務委託

契約金額 4t車用（8m³）コンテナ1台あたり 金 円也
(うち消費税及び地方消費税に相当する金額 円)

※ 上記の消費税額は、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

第1条 受託者は、委託者（大学附属施設を含む。以下同じ。）で発生する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を収集運搬するにあたり、別紙仕様書に基づき、誠実にこれを履行するものとする。

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 受託者は、委託者の構内から次の廃棄物処理業者の中間処理施設に運搬・搬入する。
 処理業者の住所
 処理業者の名称
 処理施設の場所

第4条 当該月の委託代金は、契約金額に業務数量を乗じて計算した金額（1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。

第5条 受託者は、1か月分の契約代金をとりまとめ、翌月すみやかに、委託者に送付するものとする。
2 契約代金は、毎月払いとし、委託者が産業廃棄物管理票及び作業月報により業務の完了を確認後、受託者の適法な請求書を受理した後、翌月末までに支払うものとする。

第6条 契約保証金 金 円

第7条 遅延利息、契約に係る損害賠償及び契約の解除については、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程によるものとする。

第8条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第9条 受託者は、この契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

第10条 受託者は、本契約の履行上知り得た情報について、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならない。

第11条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第12条 委託者は、受託者に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- 1 正当な理由がなく、業務を履行しない場合。
- 2 この契約により生じた権利及び義務を第三者に譲渡した場合。
- 3 契約に関連して知り得た秘密、知識または情報その他の権利（法的権利を含む）を第三者に漏洩し、または譲渡し、若しくは使用させた場合。

- 4 業務の履行にあたり、業務従事者に著しく不品行があった場合。
 - 5 監督官庁からの営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - 6 その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合。
 - 7 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - 8 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 9 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してると認められるとき。
 - 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 11 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 12 この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第7号から第11号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 13 この契約に係る下請契約等に当たって、第7号から第11号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
 - 14 この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- 2 委託者の義務違反により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもつて当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 受託者は、委託者に次に掲げる行為があつたときは、契約を解除することができるものとする。

- 1 正当な理由がなく、代金を支払わない場合。
- 2 正当な理由がなく、受託者の履行を拒んだ場合。
- 3 その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合。

第14条 第12条又は第13条の規定により契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

- 1 受託者の義務違反により委託者が解除した場合。
 - イ 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。
 - ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもつて、受託者のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求することができる。
- 2 委託者の義務違反により受託者が解除した場合。
受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもつて当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、「廃棄物データシート」〔環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）〕により、あらかじめ受託者に提供する。

- 2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があつた場合は、受託者に対し速やかに書面をもつてその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性

状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生行程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第16条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故等が発生したときは直ちに、委託者に通知するものとする。

第17条 受託者は、作業の安全性に十分留意するものとし、万一の事故について委託者の責に帰するもののか委託者は一切責任を負わないものとする。

- 2 受託者は、業務従事者が、委託者または第三者に損害を与えた場合は、全ての賠償責任を負う。ただし、委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第18条 この契約書について、紛争を生じたときは、委託者・受託者協議のうえこれを解決するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月 日

委託者 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井裕司

受託者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 受注者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、必要最低限の従事者に限るとともに、特定個人情報を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約書（処分）

排出事業者：公立大学法人奈良県立医科大学（以下「委託者」という。）と、
中間処理業者：（以下「受託者」という。）は、
委託者の事業場：奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）
から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して次のとおり契約を締結する。

委託名 令和8年度 産業廃棄物処分業務委託

契約金額 4t車用（8m³）コンテナ1台あたり 金 円也
(うち消費税及び地方消費税に相当する額 金 円)

※ 上記の消費税額は、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

第1条 受託者は、委託者（大学附属施設を含む。）で発生する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を処理するにあたり、別紙仕様書に基づき、誠実にこれを履行するものとする。

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を受託者の所有する次の中間処理施設で処理する。

事業場の名称
所在地
中間処理の方法

また、受託者が中間処理を行った後の最終処分先及び方法は次のとおりとする。

事業場の名称
最終処分地
処理方法

第4条 受託者は、委託者が委託する次の廃棄物運搬業者が受託者の処理施設に運搬・搬入し、これを受け入れ処理するものとする。

搬入業者の名称
所在地

第5条 当該月の委託代金は、業務数量に契約金額を乗じて計算した金額（1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。

2 最終処分について、産業廃棄物税の納税義務が発生する場合は、当該業務に係る納税額相当額について第1項の金額に加算して請求するものとする。

第6条 受託者は、1か月分の契約代金をとりまとめ、翌月すみやかに、委託者に送付するものとする。

2 契約代金は、毎月払いとし、委託者が産業廃棄物管理票及び作業月報により業務の完了を確認後、受託者の適法な請求書を受理した後、翌月末までに支払うものとする。なお、支払いに係る振込手数料等は委託者の負担とする。

第7条 契約保証金 金 円

第8条 遅延利息、契約に係る損害賠償及び契約の解除については、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程によるものとする。

第9条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第10条 受託者は、この契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

第11条 受託者は、本契約の履行上知り得た情報について、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならない。

第12条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第13条 委託者は、受託者に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- 1 正当な理由がなく、業務を履行しない場合。
- 2 この契約により生じた権利及び義務を第三者に譲渡した場合。
- 3 契約に関連して知り得た秘密、知識または情報その他の権利（法的権利を含む）を第三者に漏洩し、または譲渡し、若しくは使用させた場合。
- 4 業務の履行にあたり、業務従事者に著しく不品行があつた場合。
- 5 監督官庁からの営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- 6 その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合。
- 7 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 8 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 9 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して認められるとき。
- 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 11 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 12 この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第7号から第11号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 13 この契約に係る下請契約等に当たって、第7号から第11号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 14 この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- 2 委託者の義務違反により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもつて当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条 受託者は、委託者に次に掲げる行為があつたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、代金を支払わない場合。
- (2) 正当な理由がなく、受託者の履行を拒んだ場合。
- (3) その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合。

第15条 第13条又は第14条の規定により契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

- 1 受託者の義務違反により委託者が解除した場合。

イ 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならぬい。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求することができる。

2 委託者の義務違反により受託者が解除した場合。

受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、「廃棄物データシート」〔環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）〕により、あらかじめ受託者に提供する。

2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生行程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第17条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故等が発生したときは直ちに、委託者に通知するものとする。

第18条 受託者は、作業の安全性に十分留意するものとし、万一の事故について委託者の責に帰するもののほか委託者は一切責任を負わないものとする。

2 受託者は、業務従事者が、委託者または第三者に損害を与えた場合は、全ての賠償責任を負う。ただし、委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第19条 この契約書について、紛争を生じたときは、委託者・受託者協議のうえこれを解決するものとする。

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月 日

委託者 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井裕司

受託者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報を事業所内から持ち出してはならない。(漏えい、滅失及び損の防止)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 受注者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、必要最低限の従事者に限るとともに、特定個人情報を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。